

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	
開 催 日 時	令和5年12月7日（木）	開始時刻 14時00分 終了時刻 15時40分
開 催 場 所	市役所庁舎 第3分館 第3会議室	
出 席 者	会長：明石委員 委員：井崎委員、柿木委員、岸本委員、坂本委員、 佐藤委員、平方委員、宮腰委員	
欠 席 者	大野委員、中村委員、三戸委員	
案 件 名	(1) ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）の素案について (2) その他	
提出された資料等の 名 称	<配付資料> 資料1：ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）素案 参考資料1：ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）策定スケジュール	
決 定 事 項	・ひらかた高齢者保健福祉計画 21(第9期)の素案の内容について議論を行い、同計画素案を決定した。	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	2人	
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 長寿・介護保険課	
審 議 内 容		
<p><議事内容></p> <p>会 長： ただいまから令和5年度第3回枚方市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会を開催いたします。それでは事務局から出席状況の報告等をお願いします。</p> <p>事務局： 事務局より本日の委員の出席状況についてご報告いたします。枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項には、委員の2分の1以上の出席をもって成立すると規定しています。委員定数11人のうち、出席者は8人であり、出席要件を満たしておりますので、本分科会は成立していることを報告いたします。</p> <p>続きまして、資料でございますが、事前に郵送させていただいた資料から一部文言の修</p>		

正等がございますので、本日お配りしている資料をご参照いただきますようお願いいたします。

《資料確認》

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会 長： 本日は傍聴の方が2名お見えいただいております、大変嬉しく思っております。委員の皆様におかれましては、いつもよりも増して、活発なご議論を頂戴したいと思っております。

それでは、案件の方に移りたいと思います。

案件（1）ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）の素案について、事務局から説明を求めます。

ボリュームがあるため、間で一旦区切らせていただき、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思っています。

それでは事務局よろしく願いします。

事務局： **案件（1）について説明**

資料1：ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第9期）素案

会 長： 多岐にわたる項目についての説明がありましたが、いかがでしょうか。

委 員： 1ページの計画策定にあたっての趣旨の2行目について、「憲法第25条に基づき」を追記すると分かりやすいのではないのでしょうか。「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定していますので、「国においては憲法25条に基づき」という文言にすると分かりやすいのではないかと思います。

会 長： ご指摘のとおりではありますが、社会保障制度はすべて憲法に基づいて規定されていますので、憲法は前提のものとして考えていただいてもよいと思います。年金、医療、公衆衛生、介護保険など、すべて憲法第25条の生存権保障に基づいて規定されており、前提となっていますので、これを入れると全ての事業に入れることとなります。ご意見の内容は既に含まれていると考えていただいてよいと思いますが、事務局はどのように考えますでしょうか。

事務局： ご意見、ありがとうございます。会長もおっしゃっていただいたとおり、憲法第25条は前提としているため、このままの表記とさせていただきますと思います。

会 長： ご指摘は大事なことでありますが、既に前提とされているため、あえて本計画に入れなくてもよいと思われるます。

委 員： 新聞などでも介護保険関連の記事には「憲法第25条に基づき」とあり、分かりやすいと思っておりました。

委 員： 成果連動型民間委託契約方式を導入して2年目になったと思いますが、成果はどのようなものなのでしょうか。総合事業のプログラムは、介護現場で働いている職員が市と連携して行っているものがあります。本業が多忙を極めていく中でいつまでも今の形態で続けるのは難しいので、今後は市民の方が主導して事業を行っていただくためにも、成果連動型事業の結果がどれくらい得られているのかお聞きしたいと思っておりました。

事務局： 成果連動型民間委託契約方式を取り入れた介護予防事業は、令和4年度から始めたため、導入して丸1年になります。令和4年度の実績としましては、健康への関心の低い方に、まずは参加いただくということで、目標500名のところ407名の方が参加されました。今年度は、興味のない方が活動を始めて半年間続けた人数や、グループで高齢者居場

所として登録された部分の実績になりますが、今年度の数値としてはまだ出てきていません。ただ、集まったグループからさらに仲良しグループ、そして様々な取組へと発展していますので、成果としては期待しています。

委員： サービス全体で見ると訪問介護が多いように思います。どの事業所の訪問介護が多いのでしょうか。統計は取りづらいのかもしれませんが、お家を訪問しているヘルパーや、サービス付き高齢者向け住宅の居室に訪問しているヘルパーなど、ヘルパーの内訳が気になりました。

会長： 介護認定審査会の資料などを見ていると、サービス付き高齢者向け住宅の方は、月 90 回や 100 回利用しているように思います。そこがかなりの割合を占めているように思いますが、内訳はどのようになっているのでしょうか。

事務局： 実績は市全体としての数値であり、事業所ごとには把握できていませんが、訪問介護は概ね計画どおりで、高い水準となっています。通所介護は、コロナ禍で事業者側の受け入れ休止や感染リスクを考慮した利用者の利用控えがあり、訪問介護に切り替えた方もおられたと認識しています。

会長： サービス付き高齢者向け住宅は、要介護 4 や要介護 5 など重度の方が多く入居されていますが、介護職がおらず外部の介護サービスが入るため、在宅の方より訪問回数が多くなります。委員のご指摘のとおり、把握しておくべきかと思えます。

委員： 認定調査に行くこともあります。サービス提供責任者の方が同席され、「これも介助しています」という回答が多くなり、結果、介護度が上がっていきます。訪問介護の利用が 1 か月あたり 90 回、100 回となっていくと、枚方市に 100 か所近い有料老人ホーム等の施設がある中で、訪問介護の利用が膨大になっているのではないかと感じました。一方で、民間のヘルパーは減ってきているはずであり、はたしてここまで実績が多くなるのかといった印象でした。いくつか民間のヘルパー事業所に現状を聞いたところ、やはり 3 日に 1 回、2 日に 1 回は人手不足で断っているとのことでした。障害のある方で、介護サービスも一緒に行ってもらえないかといったケースが増えているとお聞きしたので、そういった利用と、サービス付き高齢者向け住宅の方の利用により、このような数値になっているのかなと資料を見て思いました。

会長： 給付費の適正化という視点から見ただけだと思います。

委員： 全国的な地域の課題で一番大きいのは、高齢者の移動です。車を手放さざるを得ない中で、移動をどうするかということを利用者の方は困っておられます。第 9 期は難しいと思いますが、次の計画では移動についても何かしら取り組んでいただきたいと思えます。

会長： 移動は地域福祉だけでなく、まちづくりの視点からも考える必要があります。例えば、島本町では、山の方の住宅はエレベーターがなく、買い物する場所もないので、社会福祉協議会がスーパーと連携して巡回の買い物バスを走らせています。買い物ができると同時に、集まった人同士の交流も生まれます。全国共通、特に生駒山系、六甲山系で同じ課題を抱えており、地域福祉、社会福祉協議会の活動で工夫をしていただきたいです。

例えば、コミュニティバスを走らせればよいかと言えば、以前川西市が取り組んだ際、実際には需要があまりなかったということもありました。また、買い物だけでなく通院等に、AI がルートと時間を計算して迎えに行くという工夫をしている地域もあるなど、全国的に様々な工夫をして取り組まれています。市民が困っておられることを解決するという視点から、介護保険以外でも知恵を出してもらいたいです。

委員： 104 ページについて、特別養護老人ホームが空いているのかとよく聞かれます。所在も含めて教えていただきたいです。また、第8期の実績と第9期の見込み量について、高齢者はどんどん増えていくかと思いますが、利用者数があまり増えていないのは何故でしょうか。

委員： 特別養護老人ホームについては、空いているのでどうかと営業に来られます。現に空床があるという意味ではなく、待機者が減っているのも、以前のように数年待ちにはならず、数か月ほどで入れる可能性があるということで営業に来られています。これは全国的には珍しいのではないのでしょうか。ただ、これは有料老人ホームが増えているからなので、良いことなのかどうかはわかりません。

事務局： 所在については、一覧表を提供することは可能です。特別養護老人ホームの待機者は3月末で529名います。ただ、施設にアンケートやヒアリングをすると、施設側としては、待機者の人数はここ3年間でかなり減ってきていると聞いています。待機はしているが、いざ入所の手続等のためにお声かけしたら、既に有料老人ホーム等に入られて生活が安定されていたり、ひとまず今の時点では入所は断るケース、また医療的ケアが必要で特別養護老人ホームでは受け入れが難しいケースもあると聞いております。待機者の状況や事業者の現状を踏まえながら第9期の整備を見込んでいます。

会長： 利用者数については、1人が1か所だけでなく、複数箇所を申し込んでいるために、このような状況になっているのではないのでしょうか。

事務局： 待機者529名については、複数箇所の申込みであっても一人として集計しています。

104ページの施設サービスの実績値と見込値の差について、見込数はあくまでベッド数でカウントしています。一方、実績値はベッドが1つでも人が変わる場合はダブルでカウントされる月が出てくるため、実績値の方が高くなっていると思われます。

会長： 今回の資料では要所要所で何ページを見てくださいという工夫をしていますが、良いアイデアだと思います。

115ページから117ページに介護保険料の見込みを書いています。これは英断であると考えています。早い段階で概ねの見込みを示すことが重要だと思います。厚生労働省が示すのを待っているのは、年明けになると思いますので、ギリギリで介護保険料を示すのは市民に不親切です。今の段階で示しているのは評価すべきだと思います。また、国は標準段階を応分の負担が出来るよう9段階から13段階に変更するといっているところ、枚方市は既に15段階となっていますので、負担感は少ないのかと思います。

今後何十年間は、介護保険料は上がっていきます。高齢者が増えて介護サービスを必要とされる方が増えるためです。では、介護保険料を低くすればいいかというと、サービスの質の確保も重要です。いずれにしても、すべて市民や自分に返ってきます。介護保険サービスを使う人が一人でも少なくなるよう、介護予防やフレイル予防、重度化防止をすることが唯一、介護保険財政を安定させることにつながります。認定率が現在の19%から今後22%程度になると見込まれています。できるだけ低くしていく努力は必要かと思います。

委員： 国庫負担は現在25%程度ですが、昔は50%ぐらいだったと聞いたことがあります。そうはならないのでしょうか。国に対して市から要望していただくとともに、市独自でなんとかカバーできないのでしょうか。安く払って良い介護を願っていますので、市で少しでも軽減策をとっていただければと思います。

会長： 市や国の負担割合を増やしたとしても、結局は我々の税金です。介護保険料で払うのか

税金で払うのかであり、我々のお財布からしか出ません。どこかを増やせば我々の負担も増えます。事務局は、サービスの充実と介護保険料は安くするという矛盾する命題を突きつけられています。

委員： 国の税金の使い方の問題だと考えています。福祉が一番大事だと憲法が謳っています。

会長： 防衛費は 5.3 兆円である一方、社会保障費は 34 兆円となっています。地方交付税や国債等を除いた国が実際に事業に使えるお金の約 6 割が社会保障に使われています。そういった意味では、憲法第 25 条のとおりと言えます。

委員： 77 ページには、全て介護給付費で記載されています。給付費は単位数で決まり、決められた単位数×件数で計算することになります。実態を把握するには、給付費も大事ですが、件数を表示することはできないでしょうか。

事務局： 77 ページには、介護保険給付費として費用面で記載しています。件数ではありませんが、例えば居宅・介護予防サービスでは 70 ページから 71 ページにかけて、利用者数を記載しています。第 9 期の見込みとして利用者数がどう推移するかをみているため、基本的には実績も同様の記載としています。

会長： 12 ページの高齢者人口について、前期高齢者と後期高齢者の割合がグラフでは示されていないため、人数と割合の両方を示すグラフにしてはいかがでしょうか。検討していただきたいです。

70 ページからの実績について、概ね計画どおりの実績となりましたと随所に記載されていますが、実績値の前半部分の第 7 期はコロナの影響がなく、後半部分の第 8 期はコロナの影響があると思います。本当に計画どおりの実績と言えるのでしょうか。例えば、デイサービスなどの居宅サービスはコロナにより減ったと聞いています。コロナの影響があったものについては、そのように記載してはどうでしょうか。

事務局： 第 8 期の見込みをするうえで、令和 2 年度は既にコロナが流行していましたので、一定コロナの影響も考慮した計画値となっています。実績におけるコロナの影響については、例えば 70 ページの居宅・介護予防サービスの実績として、通所介護や短期入所はコロナの影響があった旨を記載しています。

会長： 109 ページの施設サービス・地域密着型サービス等の施設整備一覧について、在宅で生活しながら受けるサービスとして、看護小規模多機能型居宅介護を 1 か所と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を 2 か所整備するとありますが、第 8 期では整備できたのでしょうか。

事務局： 小規模多機能型居宅介護は、第 8 期で 2 か所の整備を見込み、1 か所事業者を選定しました。看護小規模多機能型居宅介護は 1 か所の整備を見込みましたが、応募がありませんでした。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は 1 か所の整備を見込み、1 か所事業者を選定し、それぞれ整備を進めているところです。

会長： 看護小規模多機能型居宅介護の整備は難しいです。その要因は分析されておられるとは思いますが、計画した以上は整備を目指して方向性を定めていただきたいです。

117 ページの介護給付費準備基金について、枚方市は今の程度あるのでしょうか。

事務局： 現時点での介護給付費準備基金は、おおよそ 25 億円程度となります。取り崩し額は未定です。

会長： お金持ちなんですね。ということは、かなり介護保険財政をうまく使っておられるということかと思います。他市では 10 何億円借金していて、その借金を第 9 期で返していかな

ければならないという苦しいところもあつたりしますが、枚方市は約 25 億円あるということで、かなり介護保険料を下げる効果があるのかと思います。かなり裕福であると思います。

委員： 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を整備していただけるということで、1つお願いがあります。おそらくある程度は実態を把握されているかと思いますが、枚方市では小規模多機能型居宅介護は8か所ありますが、本当に在宅の方を受けていただけるところが何か所あるのかということです。有料老人ホームの1階が小規模多機能型居宅介護で、基本的にはその有料老人ホームの人しか受け入れず、一般のお家の方をあまり受け入れていないところがあります。一般のお家の方のデイサービスや訪問介護をお願いしても、今は受け入れがっぱいだと言われたり、訪問介護は、当施設以外には行かないと言われているのが現状です。8か所のうち、どれだけの事業所が在宅の人を受け入れてくれるのでしょうか。第9期の整備では、在宅の人を受け入れてくれるような事業所を選定していただきたいと思います。小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は、働いているお家の方や老々介護の方にとって、とても大事な施設なので増えるのはありがたいですが、サービス付き高齢者向け住宅に併設されている事業所だとあまり意味がないという実感のため、この点はお願いしたいです。

会長： 貴重なご意見です。小規模多機能型居宅介護は、訪問、通所、宿泊もできるサービスであり、離職防止にも効果的な素晴らしいサービスです。有料老人ホームの入居者だけに行われているのは、いかがなものかと思います。

委員： この項目の中には入っていないかもしれませんが、障害者を抱えた高齢者が多くいます。そういう方は、子どものために長生きしないといけないと頑張っておられます。障害者を抱えている親御さんは、子どもと自分の将来について常に考えながら生活しています。そういった方へのケアを枚方市は考えているのでしょうか。

会長： 88050、7040 などと言われますが、高齢の親が様々な生活課題を抱えている子どもと暮らしている場合などは、成年後見制度で後見人を選任することで、その人の生活を保護・支援していく制度もあります。枚方市は市民の立場で行う市民後見人制度も実施しています。

事務局： 枚方市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施し、様々な世代の複合的な課題に対して相談対応できる体制を整えています。

会長： 地域福祉が中心となって進めているところではありますが、地域福祉と介護保険と高齢者福祉がクロスしていて、そういった問題に関して、高齢者については介護保険でできる部分は介護保険で、できないところは地域福祉や障害者福祉などで対応するといった体制ができています。政府も行政もかなり力を入れていますので、支援が必要な方がおられたら、市の地域福祉担当や社会福祉協議会にご相談いただくのがよいと思います。

他はいかがでしょうか。

それでは、委員の皆様からいただきましたご意見をもとに修正をさせていただきますが、修正内容につきましては、会長にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

会長： ありがとうございます。

それでは、次の案件に移ります。

案件（2）その他について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 案件（２）について説明

参考資料１：ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第９期）策定スケジュール

会 長： 本分科会は、昨年度 11 月から 4 回にわたって、この計画の審議をしてきました。本分科会としましては、この第 9 期計画素案につきまして、本日、皆様方からいただいたご意見を集約したうえで、市民意見聴取により、広く意見を聴いてみたいと思います。さきほど事務局から説明がありましたように、12 月 15 日から来年 1 月 9 日にかけて、この計画素案の市民意見聴取を実施する形でよろしいでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございます。それでは、了承をいただきましたので、事務局と調整のうえ、この第 9 期計画の素案の集約を行い、市民意見聴取に臨みたいと思います。

スケジュールについて、ご意見・ご質問はございませんか。

ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の案件については終了いたします。

事務局から連絡事項はございませんでしょうか。

事務局： 長時間にわたるご審議ありがとうございます。

それでは、12 月 15 日～来年 1 月 9 日まで、パブリックコメントに準じた市民意見聴取を実施いたします。

また、1 月下旬から 2 月初旬には、今年度最後となります、高齢者福祉専門分科会を開催させていただき、市民意見聴取の結果を報告させていただいた上で、分科会としての答申をいただく予定をしております。

本日の会議の議事録については、出来次第、委員の皆さまに送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

会 長： それでは、これをもちまして、令和 5 年度第 3 回枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を閉会いたします。貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。お疲れ様でした。